

国民健康保険及び後期高齢者医療、介護保険の被保険者の方へ

交通事故など第三者の行為による治療や介護サービスを受けた場合は必ず市町村・国保組合の窓口に届け出をしてくたさい。

第三者の行為(交通事故・喧嘩・食中毒・他人の飼い犬に咬まれたなど)で国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証を使って治療を受けた場合は、 市町村・国保組合の窓口に届け出が必要です。また、介護保険の被保険者が交通事故などの第三者行為で介護サービスを受けた場合も市町村に届け出が必要です。 まずはお住まいの市町村国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険もしくは国保組合の窓口にご相談ください。

※届け出に必要なもの · 保険証(国民健康保険·後期高齢者医療·介護保険)·印鑑·交通事故証明書

※各医療機関(外科・整形外科・脳神経外科・総合病院)へ「第三者行為による傷病届」(はがきサイズ)を設置しています。第三者行為(交通事故・喧嘩・食中毒等)で治療された 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方は、医療機関の窓口にてはがきを受け取り、必要事項を記載し郵便ポストへ御投函くださいますようお願いします。